

## 個人情報に記載された小遣金入金連絡票の誤交付について

このたび、当センターにおいて、個人情報に記載された小遣金入金連絡票を誤って他の患者さんに渡してしまうという事案が発生しました。

このような事態を招きましたことをお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

### 1 書類に記載されていた個人情報

患者Aの氏名・小遣金入金額・センターの領収印（当該センターに入院したことが類推される）

### 2 経緯

令和6年8月20日（火）

・患者A家族が窓口で小遣い金を入金し、事務処理のため病院が伝票を預かる。

令和6年8月21日（水）

・預かっていた伝票を患者Aの私物入れに入れるべきところ、看護助手が誤って患者Bの私物入れに入れる。

令和6年10月15日（火）

・看護師Xが、患者Bの退院に伴い、預かっていた患者Bの私物を、家族に返却する。

令和6年10月18日（金）

・患者Bの家族から、センターあてに患者Aの伝票が混入していると連絡が入る。事務職員がただちに回収に伺う旨を伝えるも、次回外来時に持参すると、訪問を固辞される。

令和6年11月8日（金）

・患者Bの家族が来院し、持ち帰った私物に混入していた伝票を事務職員に返却された。  
・事務職員から看護師Yに混入していた伝票が渡された。

令和6年11月11日（月）

・看護師Yから報告を受けた看護師長が伝票を確認し、個人情報の漏えいが発覚した。

令和6年11月15日（金）

・副看護師長が患者Aの家族に経緯を説明した上で謝罪した。

令和6年11月26日（火）

・外来受診のため来院した患者Aに看護師長が謝罪し、伝票を返却した。

### 3 誤って手渡した原因

- ・伝票仕分けの際の氏名確認が不十分であったため。
- ・伝票を家族に返却する際に、氏名を確認せずに渡したため。

### 4 再発防止策等

- ・個人情報漏えいが発生した部署において、私物返却時には、患者氏名を確認して返却を行うよう注意喚起を行った。
- ・職員及び委託職員に対し、個人情報漏えいに対する注意喚起を行うとともに、書類交付時はダブルチェックを行うよう啓発を行った。
- ・職員及び委託職員に対し、個人情報漏洩事例が発生した場合は、速やかに事務局に報告するよう周知徹底を行った。